

## (政策提案決議)

### 次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案決議

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界経済にも大きな影響を及ぼし、国際通貨基金(IMF)は「世界大恐慌以来の最悪の景気後退の可能性が高い」と指摘している。世界の経済環境が悪化する中で、地球規模の異常気象が発生すれば未曾有の食料危機という不測の事態が生ずることも想像に難くない。

非常事態にあっては、いずれの国においても食料の安定供給は国民生活に不可欠である。食料自給率38%のわが国にとって、輸入の途絶等の事態への備えが待ったなしの状況にある。

一方、我が国の農業・農村は基幹的農業従事者140万人の約7割となる98万人が65歳以上となり、農業・農村の持続性が損なわれかねない状況に直面している。

こうした情勢のもとで、本年3月に政府が策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、産業政策と地域政策を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図っていくとしている。とりわけ、農業・農村を維持し、次の世代に継承していくために、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化とともに、中小・家族経営や中山間地域を含めた国内農業の生産基盤の底上げを目指している。

われわれ農業委員会組織はこれまでも農業・農村の持続的な発展と食料安全保障の確立に向けて担い手への農地の利用集積・集約化と併せ、中山間地域など条件不利地域の農地を農地として維持・管理していくための手法等について政策提案を行ってきたところであるが、今般の非常事態を踏まえ、次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築を実現するための具体的な施策を推進するよう強く望むものである。

## 記

### 1. 農地利用の最適化を推進する多様な担い手・農地対策の強化について

#### (1) 担い手、経営対策について

担い手の経営安定に向けて、経営ステージに応じた支援に加え、複式農業簿記の記帳、青色申告の導入・継続、資本の増強等の支援を強化すること。

多様な人材を育成する観点から、新規就農者のサポート体制の充実、親子間の共同経営や第三者等への経営継承による就農を促進すること。

#### (2) 農地対策について

「人・農地プラン」を実質化し実行していくため、コロナ禍における農業・農村の新たな合意形成に向けた環境の整備を行うとともに、条件不利地域や中心経営体を特定できない地域に対する支援を実施すること。「担い手利用外農地」の利用実態に応じた有機農業や放牧、飼料生産等の多様な利用・管理の推進と農振制度における用途区分につ

いて検討すること。

また、農業用施設用地の転用については、規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において「農地の転用に関する運用を含む農業用施設の建設に関する土地利用上の課題を整理、調査し、必要な見直しに向けた検討を行うこと」とされているが、検討にあたっては、農地転用許可を要しない農業用施設の設置の取り扱いについて、周辺農地への悪影響や違反転用の温床になることへの農業・農村現場の懸念を踏まえ、現行の要件等を堅持すること。

## 2. 持続可能な農業・農村を目指す振興対策について

- (1) 農村地域の著しい高齢化や人口減少を踏まえると、新たな人の定住が必要不可欠であるため、営農や農地保全を基本とした所得確保対策による定住促進とともに、安心して家族を作れるインフラ整備等、農村地域の人口を増加させる今までにない大胆な政策の展開を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生は、国家間での交易が遮断され、食料輸入に大きな影響を及ぼしており、改めてわが国の食料安全保障の確立の必要性が認識された。今後とも世界的な不測の事態が発生する可能性を考慮し、食料自給率の向上に向けた積極的な施策の展開と必要かつ十分な予算確保に努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大により、畜産や花き生産者をはじめ農業者が大きな影響を受けていることから、令和2年度補正予算で国産農産物の需要減退に対応する事業継続や販売促進、生産現場での労働力確保、経営維持等のための資金確保等経営安定に向けた支援等が措置された。これらの支援策について万全の措置を講じるとともに、今後の影響拡大によっては、更なる対策を措置すること。

## 3. 農業委員会等の体制整備について

- (1) 農業委員会と農業委員会ネットワーク機構が、農地利用の最適化を円滑に推進できる予算を確保すること。特に農業委員会が事務局人員の減少や人事異動の短期化によって、業務の増大に対応することが困難になっていることを踏まえ、農業委員会ネットワーク機構が農業委員会の活動状況に応じた伴走型の支援を実施できる予算を措置すること。
- (2) 農業委員会の農地利用状況調査（農地パトロール）が効率的に実施できるようドローンやタブレット端末の利用について補助対象とすること。  
また、コロナ禍でも農業委員会の法令業務等が適切に実施できるようテレビ会議やWeb会議を開催できる環境整備を支援すること。

## 参考（申し合わせ決議）

### 「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」で新型コロナ禍の農業・農村を元気にする申し合わせ決議

われわれ農業委員会組織は、地域農業の持続的発展を目指して、農地を守り、活かし、耕し続ける農地利用の最適化の取り組みにまい進している。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、これまで農業者の代表として人と人とのつながりに依拠し、地域に根ざした活動を展開してきた。この取り組みは新型コロナウイルスとの共存が避けられない現在においても重要であり、継続しなければならない。

新型コロナウイルス禍にあっても、農業委員会活動の原点でもある戸別訪問等の取り組みを強化して、農業・農村の持続的な発展とその基本となる農地利用の最適化に取り組むことをここに申し合わせ決議する。

## 記

### 1. 「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地利用の最適化に全力で取り組もう

#### (1) 「戸別訪問」の取り組みを「庭先・畦道対話」等で強化しよう

新型コロナウイルス禍のもとでの「人・農地プラン」の実質化の取り組みとして、身体的距離を十分に確保した上で、「庭先・畦道対話」等の工夫をこらした戸別訪問活動を強化し、地域の農業者に寄り添い、不安の払しょくと農家の意向の把握に努めよう。

#### (2) 農地利用の現状と農家の意向を地図化する取り組みを加速しよう

「人・農地プラン」の実質化に当たって、これまでに把握した農家の意向やアンケート結果の地図化を農地情報公開システムの活用で加速しよう。

#### (3) 話し合い活動の準備と実質化された「人・農地プラン」の実現に取り組もう

「人・農地プラン」の実質化のための話し合い活動に取り組もう。

また、実質化された「人・農地プラン」の実現に向けた具体的な農地の利用調整、マッチング等の取り組みを強化しよう。

#### (4) 農地中間管理事業の活用を推進しよう

昨年の農地中間管理事業法の改正による農業委員会の農地利用の最適化の取り組みの重点化・明確化を踏まえ、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地中間管理事業の活用を推進しよう。

## 2. 農業経営の合理化と働きがいのある経営環境づくりを支援しよう

認定農業者等の担い手の組織化と組織活動の支援を行うとともに、農業者に対する簿記記帳・青色申告の普及・啓発、法人化の指導等による経営確立の取り組みを推進しよう。

また、農業・農村における男女共同参画や労働環境の改善に向けた家族経営協定の普及推進の取り組みを強化しよう。

## 3. 農業者の声、地域を「意見の提出」に取りまとめよう

戸別訪問等の日常活動の中から農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、全ての農業委員会において、農業委員会法第38条に基づく市町村等行政機関に対する「意見の提出」をはじめとする政策提案や要請活動に取り組もう。

## 4. 農業委員会の体制強化に努めよう

### (1) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。

### (2) 農業委員会活動の進捗管理を徹底しよう

農業委員・農地利用最適化推進委員は、活動記録簿や活動日誌等の記帳を徹底するとともに、活動状況や成果を徹底的に情報発信しよう。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う引き継ぎを確実にを行い、切れ目の無い農業委員会活動に万全を期そう。

### (3) 女性や若い農業者の登用を促進しよう

女性や若い農業者の登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化しよう。

また、農業委員会活動に対する女性や若い農業者の関心を高め、積極的に公募に応じたり、地域の農業者・団体から推薦を得られる人材の育成・発掘の取り組みを強化しよう。

### (4) ICTを活用した農業委員会活動に取り組もう

タブレットやドローン等を活用した効率的な農地パトロール（利用状況調査）に取り組もう。

また、新型コロナウイルス禍のもと、総会等がテレビ会議等オンライン上で実施できる環境整備について、実情に合わせた市町村等の協力要請に取り組もう。

## 農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び農業の担い手の確保に資することを目的とするものであり、国民年金の2階部分に相当し、長い老後生活を安心して過ごすことが出来る制度となっている。

平成14年以降の新制度においては、従来の賦課方式から積立方式に改められ、保険料の国庫補助や税制面で優遇されるなどメリットが充実している。

昨今は、新型コロナウイルスの影響で、なかなか思うように加入推進活動が出来ない状況であるが、平成30年度からスタートした「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」の最終年度として、山形県全体の目標である新規加入91人を達成すべく、関係機関等と連携を図りながら制度の周知を徹底していくとともに、若年層及び女性農業者への加入を積極的に推進していく必要がある。

また、情報提供活動については、農業情勢がめまぐるしく変化していく中で、全国農業新聞及び全国農業図書を活用して、的確かつ迅速な情報提供を行っていくとともに、各農業委員会活動の「見える化」についても、積極的に取り組んでいくことが重要である。

以上を踏まえ、下記の取り組みを一致団結して強力に推し進めていくことを申し合わせ決議する。

### 記

#### 1. 農業者年金の加入推進

農業者年金制度をより一層普及させるため、農業委員・農地利用最適化推進委員は、研修等を通じて制度の理解に努めよう。特に重点的に捉えている20歳から39歳の若年層及び女性農業者への加入勧奨を図り、戸別訪問などを行いながら、今年度の県全体新規加入目標91人の達成に向け、積極的に取り組もう。

#### 2. 情報提供の強化

農業者への的確かつ迅速な情報提供を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」と「全国農業図書」の普及活動を進めよう。

また、各農業委員会活動の「見える化」を進めるため、市町村広報誌やホームページ等を活用しながら、積極的な情報発信を図ろう。

## 新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた取り組み強化に関する 申し合わせ決議

平成から令和へと時代が変わり、国内ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せ、地域コミュニティの衰退が現実のものとなっている。農村においても、農業者の高齢化や農村人口の減少が著しく、それに伴い農地面積の減少という事態に直面している。このような中でも、農地は国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有している。また近年、棚田などの農村固有の美しい景観が我が国の魅力の一つとして評価を高めている。一方、ロボット、AI、IoTといった技術革新、TPP11等の経済連携協定発効に伴うグローバル化の進展により、我が国の農業は新たなステージを迎えようとしている。

平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定され、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興という四つの基本理念を具体化するための施策が推進されてきた。農業の成長産業化に向けた改革では、農林水産物・食品の輸出額や農業所得が増加傾向にあり、その成果は着実に現れており、今後も新たな視点で、その取り組みを推進していく事が重要である。

しかし、昨今の大規模な自然災害は農業生産の基盤に深刻な影響を及ぼし、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威により、食料生産の現場においても影響が懸念されるところである。

よって、われわれ農業委員会組織は、この度新たに策定された食料・農業・農村基本計画において求められている役割と使命を認識し、具体的な成果を出していくため、下記の事項について申し合わせ決議するものである。

### 記

#### 1. 農業の持続的発展に向けた人材の育成・確保に向けた施策の展開

2015年の農業就業人口は208万人であるが、これまでの傾向が今後も続いた場合、2030年には131万人に減少することが見込まれている。

農業就業人口が長期的に下げ止まり、持続可能な農業構造を実現するよう、農業の内外から青年層の新規就農を促進し、担い手を育成・確保していく必要がある。

このため、

- (1) 関係機関・団体との連携を図りながら、認定農業者制度や法人化、青色申告の推進等を通じ、担い手の経営発展を後押ししよう。
- (2) 農地等の資源が次世代の担い手から確実に利用されるよう、関係機関・団体と連携しながら計画的で円滑な経営継承を推進しよう。

- (3) 農業内外からの青年層の新規就農と定着促進のため、農地の確保や早期の経営確立などについて、関係機関・団体と連携し、一貫して支援する地域の就農受入体制を充実させよう。
- (4) 地域をリードできる青年・女性農業者の農業委員等への積極的な登用に努めよう。
- (5) 中小・家族経営など多様な経営体による農業生産を応援し、農業現場で必要な人材を確保しながら、働きやすい環境づくりを整備しよう。

## 2. 担い手への農地集積・集約化の加速化

2019年の農地面積は439.7万ヘクタールであり、これまでのすう勢が継続した場合、2030年には392万ヘクタールとなる見通しであり、今後、荒廃農地の発生防止・解消に積極的に取り組んでいく必要がある。

このため、

- (1) 地域と各種団体が一体となって、人・農地プランの実質化を推進、プランの実行により、担い手への農地集積・集約化を加速化しよう。
- (2) 農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地集積・集約化を加速化しよう。
- (3) 農地パトロールを徹底するとともに、地域における農地利用の話し合い活動へ積極的に取り組みながら、荒廃農地の発生防止に努めよう。
- (4) やまがた「人・農地」リニューアル事業等を活用し、荒廃農地の再生に取り組もう。
- (5) 農地転用許可制度等の適切な運用により、優良農地の確保と有効利用の取り組みを推進しよう。